

提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	提案団体	ページ
22-①	社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し(措置入院患者等の費用徴収事務について地方税関係情報を追加)	九州地方知事会	1～7
22-②	社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し(予防接種事務について身体障害者手帳関係情報等を追加)	豊田市	8～13
22-③	社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し(社会保障等給付事務について療育手帳関係情報等を追加)	矢巾町 千葉県	14～23
37	土壌汚染のおそれがない土地の形質変更などに関し、土地の所有者等から都道府県知事への届出義務を廃止	栃木県	24～34
38	国定公園の公園計画の変更について、施設の業態変更等軽微な変更の場合に係る事務権限の国から都道府県への移譲等	千葉県	35～39
19-①	介護福祉士試験の受験資格に関する見直し (介護福祉士実務者研修の受講時間の短縮)	京都府	40～50
19-②	介護福祉士試験の受験資格に関する見直し (介護福祉士国家試験の柔軟化)	長野県	51～63
20-①	生活保護制度関連の見直し (生活保護の決定等に関する審査請求に係る裁決権限を都道府県から指定都市への移譲)	九州地方知事会	64～69
20-②	生活保護制度関連の見直し (成年後見人による生活保護を可能とするよう規定の見直し)	岐阜市	70～75
21	無料低額宿泊事業に係る届出制の見直し	指定都市市長会	76～79
20-③	生活保護制度関連の見直し (生活保護法第 78 条の2による費用徴収における保護金品等との調整に関する上限額の緩和)	郡山市	80～81

マイナンバー制度の活用を図るための社会保 障制度における所得要件の見直しについて

九州地方知事会
平成29年7月20日

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し

以下の事務において費用を支弁した地方自治体の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

管理番号53 母子保健法第20条による養育医療の給付を行った場合の費用の徴収に関する事務

○母子保健法による養育医療の給付とは…

【実施主体 市町村】

養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う

母子保健法による養育医療の給付決定
件数

全国 30,470件
山口・九州・沖縄 4,435件

(H27 福祉行政報告例)

管理番号54 児童福祉法第20条により療育の給付を行った場合の費用の徴収に関する事務

○児童福祉法による療育の給付とは…

2 【実施主体 都道府県】

結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、病院に入院させて療育の給付を行う

児童福祉法による療育の給付決定件数

全国 4件
山口・九州・沖縄 0件

(H27 福祉行政報告例)

管理番号55 児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収に関する事務

○児童福祉法による児童入所施設措置及び障害児入所措置とは…

【実施主体 都道府県】

要保護児童を里親(ファミリーホームを含む)に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設(指定発達支援医療機関への入院を含む)、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる。

①児童入所施設等への被措置児童数

全国 36,879人

山口・九州・沖縄 5,849人

②障害児入所施設への被措置児童数

山口・九州 570人

(①H27年福祉行政報告例)

(②大分県調査 :数値はH27年度)

管理番号56 児童福祉法第21条の6によりやむを得ない事由により措置を行った場合の費用の徴収に関する事務

○児童福祉法第21条の6によるやむを得ない事由による措置とは…

【実施主体 市町村】

障害福祉サービスを必要とする障がい児の保護者が、やむを得ない事由により介護給付費又は特例介護給付費の支給を受けることが著しく困難である場合に、当該障がい児につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供する。

管理番号57 身体障害者福祉法第18条第1項・第2項及び知的障害者福祉法第15条の4若しくは16条第1項第2号によるやむを得ない事由により措置を行った場合の費用の徴収に関する事務

○身体障害者福祉法第18条第1項・第2項及び知的障害者福祉法第15条の4若しくは16条第1項第2号によるやむを得ない事由による措置とは…

【実施主体 市町村】

・障害福祉サービスを必要とする身体障がい者又は知的障がい者が、やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが著しく困難である場合に、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供する。

・障害者支援施設等への入所を必要とする身体障がい者又は知的障がい者が、やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが著しく困難である場合に障害者支援施設等に入所させる。

管理番号58 老人福祉法第11条による措置を行った場合の費用の徴収に関する事務

○老人福祉法による措置とは…

【実施主体 市町村】

・環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な六十五歳以上の者を養護老人ホームに入所させる。

・身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な六十五歳以上の者であって、やむを得ない事由により介護老人福祉施設等への入所が著しく困難な者を特別養護老人ホームに入所させる。

左のやむを得ない事由による措置件数
山口・九州 150件

(大分県調査 :数値はH27年度)

左のやむを得ない事由による措置件数
山口・九州 171件

(大分県調査 :数値はH27年度)

①養護老人ホームにおける措置人員

全国 58,116人

山口・九州・沖縄 12,855人

②介護老人福祉施設のやむを得ない事由による入所者数

全国 695人

山口・九州・沖縄 :56人

(①H27年福祉行政報告例)

(②H27年介護サービス施設・事業所調査)

1 現状

所得税の年額	階層区分	徴収基準月額
15,000円以下	D1	10,800円
15,001円～40,000円	D2	16,200円
⋮		
6,674,001円以上	D14	全額

※当該児童の属する世帯の合算額

源泉徴収票や国税の納税証明書等により、所得税額を確認

3 情報連携開始後

情報連携開始後も、入院患者等は源泉徴収票や国税の納税証明書等の書面の提出が必須!

2 マイナンバー法別表第二

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
七十市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

マイナンバーによる情報連携により提供されるのは**地方税関係情報**のみで、所得税に関する情報は、マイナンバー法では提供できない特定個人情報となっていない。

自己負担額認定の算定基準を地方税関係情報とする改正を求める!

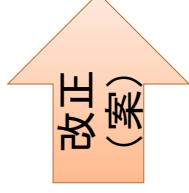
マイナビーを利用して算定に必要な情報を入力可能とすることで添付書類の削減等の住民の利便性向上を図るため以下の措置を求めます。

1 厚生労働省通知の改正を行い認定基準を所得税額から市町村民税所得割とする。

(管理番号 53 母子保健法第20条の例)

- 未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)

所得税の年額	階層区分	徴収基準月額
15,000円以下	D1	10,800円
15,001円～40,000円	D2	16,200円
∴		
6,674,001円以上	D14	全額



D 階層		市町村民税(所得割)の課税年額	階層区分	徴収基準月額
		18,000円以下	D1	10,800円
		18,100円～48,000円	D2	16,200円
		∴		
		1,420,500円以上	D14	全額

(参考)所得税額から所得金額を推計

例: 195万円以下の所得税の税率は5%で計算世帯の「課税される所得税額97,500円以下」であれば、税額の20倍が所得額となる。

(参考)「市町村民税(所得割)」は、推計した所得金額の6%で算定(左で推計した金額の6%百円未満切捨)

同様に改正を求めます

- 未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知) **管理番号54**
- 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知) **管理番号55**
- 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知) **管理番号55**
- やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省障害福祉課長通知) **管理番号56**
- やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知) **管理番号56、57**
- 老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知) **管理番号58**

2 マイナンバー法及び別表第二主務省令を改正し情報連携により必要な情報を取得できるようにする。

マイナンバー法別表第二

管理番号57 身体障害者福祉法第38条第1項及び知的障害者福祉法第27条によるやむを得ない事由により措置

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
二十 市町村 長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村 長	住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
五十三 市町村 長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村 長	住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの

改正
(案)

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
二十 市町村 長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村 長	地方税関係情報 、 住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
五十三 市町村 長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村 長	地方税関係情報 、 住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの

※管理番号57以外の事務については、マイナンバー法別表第二に規定されている。

マイナンバー法別表第二主務省令 管理番号58 老人福祉法第11条の例

第三十三条 法別表第二の六十二の項の主務省令で定める事務は、老人福祉法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の六十二の項の主務省令で定める情報は、老人福祉法第十条の四第一項又は第十一条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者に係る次に掲げる情報とする。

- 一 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
- 二 雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報
- 三 生活保護実施関係情報

改正(案) 市町村民税に関する情報

- 四 市町村民税に関する情報
- 五 住民票に記載された住民票関係情報
- 六 介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
- 七 年金給付関係情報

改正(案)
市町村民税
に関する情
報を追加

※別表第二主務省令第十二条(管理番号55、56)、第十四条(管理番号57)、第二十七条(管理番号57)についても改正する必要がある。

3 データ標準レイアウトの規定～地方税関係情報～

地方税関係情報のデータ標準レイアウトに事務を追加し、必要な項目が取得できるよう規定することを求める！

規定
(案)

(※)データ標準レイアウト各事務手続に対して提供を行う特定個人情報内のデータ項目を規定するもの。

4 地方税法上の守秘義務の解除

マイナンバーを利用して「地方税関係情報」を取得するためには、地方税法に基づき守秘義務を解除する必要があるが、そのためには情報照会を行う事務の根拠法令に、本人に対する質問検査権及びそれに応じない場合の担保措置(罰則等)が規定されているか、情報照会を行う事務が申請に基づく事務であり、本人の同意をとることが必要とされている。

データ項目	手続名	手続名	手続名	手続名
個人住民税情報	児童入所施設措置等	児童福祉法第21条の6	身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法	老人福祉法第11条による措置
課税年度	●	●	●	●
市町村民税所得割額	○	○	○	○
市町村民税均等割額	○	○	○	○

(※)地方税情報の情報提供者は、これ以外のデータ項目も含め情報提供ネットワークシステムに提供するため、情報提供者の事務に新たな負担はない。

(参考)平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋) 平成28年12月20日閣議決定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)による入院措置又は費用の徴収に関する事務(別表2の23)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、措置入院という制度の性質等を踏まえ、地方税法(昭25法226)上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について関係府省が連携して検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理番号55～58についても、併せて検討することを求める！